

まつえ男女共同参画ネットワーク（プリエールねっと）会則

（名 称）

第1条 本会は、まつえ男女共同参画ネットワーク（通称、プリエールねっと）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、会員独自の活動を尊重し、相互の連携と情報交換を通じて、女性の自立支援・女性の地位向上等、真の男女共同参画社会を目指す。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- （1）相互の交流および情報交換
- （2）その他目的を達成するために必要な提言および事業

（会 員）

第4条 本会の会員は、個人会員および団体会員とする。

（会員資格）

第5条 会員資格は、以下のとおりとする。

- （1）目的に賛同する個人および団体であること
- （2）松江市に活動の拠点があること

ただし、政党・宗教・営利活動を本会内で行わないこと

（役 員）

第6条 本会に以下の役員を置く。

代表者 1 名、代表委員若干名、運営委員若干名、監事 2 名
代表者は、代表委員の中から選出する。

（役員任期）

第7条 役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

（役員選出）

第8条 役員選出は、総会による。

（役員職務）

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- （1）代表委員は代表委員会を構成し、会務を総括する。
- （2）運営委員は運営委員会を構成し、各部を担当し、事業運営を行う。
- （3）代表者は、会の裁量権を持たない。
- （4）監事は、会計を監査する。

（総 会）

第10条 総会は、加盟団体の代表および個人会員で構成し、総会の議決は、出席者の過半数によるものとする。

2 総会の審議事項は、次のとおりとする。

- （1）事業に関する事
- （2）予算および決算に関する事
- （3）会則の改正に関する事
- （4）役員改選に関する事
- （5）その他必要な事項

（経 費）

第11条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる

（会計年度）

第12条 本会の会計年度は、毎4月1日から翌年3月31日までとする。

（加入および退会）

第13条 本会に加入を希望するものは、代表委員会に申請し、許可を得る。

2 退会する場合は、代表委員会に届け出る。

3 当会で定められた年会費の納入がない場合は、自然退会とみなす。

（事務局）

第14条 本会の事務局は、松江市男女共同参画センター内に置く。

附 則

この会則は、2003年5月13日より施行する。

この会則は、2004年4月24日から改正施行する。

この会則は、2005年5月14日から改正施行する。

この会則は、2006年5月20日から改正施行する。

この会則は、2007年5月19日から改正施行する。

この会則は、2008年5月10日から改正施行する。

この会則は、2009年5月23日から改正施行する。